

被災者住宅応急修理補助制度の実施について

《市長コメント》

平成23年東日本大震災における、災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」の申請受付は本年1月に終了しましたが、制度の申込み前に応急修理を実施した方、制度の存在を知らなかった方、住家の被災判定が受付終了後に半壊以上に変更になった方、その他の事情により利用できなかった市民が多く存在すると想定（400件程度）されることから、この制度をまだ利用していない世帯を対象として、災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」と同じ内容で、市独自に「被災者住宅応急修理補助制度」を創設し、補助金を交付して支援を図ります。

なお、補助金の限度額は、1住家あたり52万円以内、受付期間は、8月20日から平成25年3月29日まで実施いたします。